

# こうち人づくり広域連合議会定例会の期月に関する規則

平成15年 1月20日

規則 第 1 号

こうち人づくり広域連合議会の定例会は、毎年2月及び10月にこれを開くものとする。ただし、やむを得ない事由のあるときは、こうち人づくり広域連合長はこれを変更することができる。

附 則

( 施行期日 )

1 この規則は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 こうち人づくり広域連合設立後最初に行う広域連合議会定例会は、本則の規定にかかわらず、平成15年3月に開くものとする。